



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 24(1), 230-232
Issue Date	1973-06-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16148">https://hdl.handle.net/2115/16148</a>
Type	other
File Information	24(1)_p230-232.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四七年二月二日(木)午後二時—五時

「△罪刑法定主義」の当面する課題」

報告者 小暮得雄

出席者 一三名

近代刑法の根本原則の一つとしての「罪刑法定主義」は、すでに我々の耳に親しい。従来通説はこの觀念を、マグナ・カルタ第三九節「北アメリカ諸州の權利章典等」フランス「人權および市民權の宣言」(一七八九)「近代大陸諸國の刑法」というように系譜づけつつ、近代刑法→現代刑法を通じてのゆるぎない基本原則としてとらえてきた。報告者はまずそうした通説的△罪刑法定主義△に対する否定的潮流ないし批判的胎動を、古典派対近代派の学派論争、刑罰⇨社会統制手段とする機能主義の抬頭、罪刑法定主義の枠内における弛緩傾向等のさまざまな観点から紹介分析された。その上で「罪刑法定主義」の当面する諸問題として、まずその現在の意味内容が、①罪刑の明瞭(これは犯罪構成要件の明瞭・法源の明瞭・刑罰の明瞭等に細分される)②罪刑の均衡・適正③類推解釈の禁止④遡及処罰の禁止、等にあることを論じられ

た。ついで立法課題としての罪刑法定主義が、現在進行中の刑法改正との関連で論じられ、刑法改正草案においては第二次参考案以降、明文規定の試みがなされているが、なお文章表現上問題があることが指摘された。さらに不定期刑をめぐる問題(相対的不定期刑はともかく、絶対的不定期刑は罪刑法定主義と矛盾する)類推許容論との関連等が、問題としてふれられた。

報告後の討論においては、罪刑法定主義の系譜的通説的理解に對する最近の批判的見解(たとえば佐伯千仞遺歴記念論文集所収の沢登・横山両氏の論文等)に對する報告者自身の見解がまず述べられ、ついで社会主義國における罪刑法定主義の問題、勞基法・公害規準法との関連、さらに準用と類推解釈等がひろく話題となつた。

○昭和四八年一月二六日(金)午後一時半—四時

「法律学史の一案」

報告者 小菅 芳太郎

出席者 一三名

教養部の「法学」の授業において、二単位分として、基礎的なもの、報告者の場合は法律学史をとりあげた場合、どんな内容の講義が可能か、それについて一案を示し大方の批評をうかがいたい、というのが今日の報告のテーマである。報告者の講義案ではまず、「法」や「法学」が明治維新以後新たに日本に導入されたもので、必ずしも自明の文化ではないことが強調され、それらが

いつ日本に現れたかが法典輸入を中心に考察される。ついでこの「法」の性質が準則主義(Liberalism)的側面と自律的側面の両面から考えられ、さらにこの「法」を成立せしめた条件、「法」觀念の起源がローマ法にまでさかのぼって分析され、その後の展開が自然法思想と関連されつつ考察される。そして「法」の西欧社会に對する意味、すなわち「法」が社会を建設したとはどういうことか、が論じられ、ついで一九世紀以後の法の動搖が「法」の歴史の中ではどのように位置づけられるかにまで及ぶ。最後に日本で受容された「法」が、どのように変容・不機能化する傾向があるか、日常生活と「法」との関連等にも言及がなされる——以上が報告者の講義案の大綱である。

討論においては、他の教養部法学講義案との比較(たとえば本論集二一巻四号所収の米倉氏論文参照)がまず話題となり、ついで身分制秩序、概念法学と自由法学等々の個別的問題点、さらには分析的思考と演繹的なそれとの関連等の方法的問題にいたるまで、話題がひろがった。

○昭和四八年二月一六日(金)午後一時半—四時

#### 「四六年参議院選挙の分析」

報告者 荒木 俊 夫  
出席者 一五名

北海道政治行政研究会(北大法学部を中心に周辺他大学の研究

者数名で作られている)は、これまで選挙を中心に政治行動の調査・研究をすすめてきたが、本報告は昭和四六年の参院選直後、札幌市内で行った調査について、研究会の一メンバーが報告したものである。この調査結果自体はちょうど本号に掲載されているので、くわしくはそちらにゆづるが、会で報告されたのは本号掲載のうち、(一)支持政党とデモグラフィックな要因、(二)階層意識と支持政党との関連、(三)両親の支持政党との関係、(四)争点、にあたる部分であった。

(一)については、社会党ないし革新政党支持者は若年層ほど多いとは限らず、むしろ三〇〜四五才の年令層に多いこと、学歴と支持政党との関係は男女でちがいがあり、高学歴のインテリ女性に目立って革新政党支持が多い、等の点が指摘された。また年令層により支持政党の割合がかなりことなるという点は、一般にいわれているように「年をとると保守化する」ということなのか、あるいはある世代に特有な政治的経験といった要因を考えるべきか、等が論じられた。(二)については、支持政党と階層意識との関係をめぐり、階層意識というものが一応独立した要因として考えられるのか、それとも生活程度(収入)からくる単なる「みせかけの相関」にすぎないのかが問題とされた。さらに(三)については、支持政党に関し子に対する両親の影響というのはどの程度考えられるのか、父親と母親とどちらの影響が強いのか、等が分析の対象となった。最後に(四)については、何を重要な争点と考えるかは性別・学歴によりこととなり、男性はどちらかといえば外交開

題ないし(グランド・イシュー)を重要な争点とみなすのに対し、女性は個人生活に直接かわる問題を重視する傾向があり、学歴の高い者と低い者との間にも似たような傾向があることが指摘された。

討論においては、(二)について、階層意識と収入と支持政党との三者間の関連をどう考えるか、(三)において相關関係と因果関係との区別をどう考えるべきか、等が話題となり、さらに広くこうした分析におけるモデル設定の問題等が論じられた。

○昭和四八年三月一六日(金)午後一時半—四時

「最近の欧米における商法研究」

報告者 平 出 慶 道

出席者 一七名

報告者は四七年二月から一年間、欧米に留学してこられた。今回の報告はその間のさまざまな体験談をまじえた興味深い帰朝報告であった。まずはじめハンブルクのマックス・プランク研究所において、ドイツ及びそれ以外の西欧諸国の会社法改正事業の研究に従事された訳であるが、ここでは欧米全体を通じて商法(会社法)を経済法的な観点から広く社会的な文脈の中でみなおそうとする傾向が強くなってきたことを印象づけられたという。また西欧では、ヨーロッパ共同体のヨーロッパ会社法について、大企業には不要だが中企業の合併において必要であるとの説が主張されている由、これはドル攻勢との関係でフランス等できくに強調されているそうである。こうした研究を通じ会社法のあるべき姿

について、日本の場合、アメリカ的なものとドイツ的なものとの折衷という形になっているが、基本的には従来のドイツ的な株式会社の方がよいのではないか、というのが報告者の得た確信であった。

その後、資料調査をかねてパリ大学・ロンドン大学等を歴訪、夏にアメリカにわたり、パークレーのカリフォルニア大学に行き、そこでジェニングズ教授のもとで会社のファイナンシングの研究に従事された。アメリカにおいては会社問題解決の方向は、直接民主主義的な株主の権利と行政庁の強力な指導監督に向けられていたとのことであった。

討論においてはドイツの株式会社における監査役の地位・役割、ドイツにおける株の買占め・株価操作の有無(これはほとんどない由)等に質問がよせられ、また多国籍企業についてアメリカと西欧諸国の理解のちがいが話題となった。

### 次 号 (第二四卷) 予 告

論 說

アメリカに於ける法人税の発達

——(法人)株主)課税を中心に——

島 山 武 道

資 料

アメリカにおける「不当労働行為制度」の形成

(一) 道 幸 折 也

西ドイツ民訴三三三条の訴えについて

(二) 小 山 昇